

様式 1 申請に対する処分（審査基準・標準処理期間の設定）について  
容器検査所の登録の更新

所管所属	消防チーム
------	-------

根拠条文

高圧ガス保安法第50条第3項

3 経済産業大臣は、容器検査所の登録又は更新の申請があった場合において、その容器検査所の検査設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すると認めるときは、登録又はその更新をしなければならない。

高圧ガス保安法施行令第18条第2項第8号

次に掲げる経済産業大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うこととする。

八 法第50条第3項及び第4項、第52条第2項及び第4項並びに第53条に規定する事務

審査基準

（法律上の規定による基準）

高圧ガス保安法第50条第2項、第3項

2 第7条各号の一に該当する者又は第53条の規定により登録を取り消され、取消の日から2年を経過しない者は、容器検査所の登録又はその更新をうけることができない。

3 経済産業大臣は、容器検査所の登録又は更新の申請があった場合において、その容器検査所の検査設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すると認めるときは、登録又はその更新をしなければならない。

容器保安規則第33条

法第50条第3項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 一般継目なし容器、溶接容器、ろう付け容器及び一般複合容器を再検査する容器検査所にあつては、次に掲げる検査設備（再検査をする容器に応じたものに限る。以下この条において同じ。）を設けること。

イ 容器のさび落としのための設備（低温容器に係るものを除く。）洗じょう及び乾燥のための設備

ロ 容器の傷、腐食等の寸法を測定するための設備

ハ 容器の内面を証明検査するための設備

ニ 圧力計、膨張計、及びはかり

ホ 残ガス回収のための設備（告示に定める容器に係るものに限る）

ヘ 塗装厚さを測定するための設備（液化石油ガスを充てんする容器に係るものに限る。）

二 超低温容器の再検査をする容器検査所にあつては、気密試験及び断熱性能試験のための検査設備を備えること。

三 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の再検査をする容器検査所にあつては、次に掲げる検査設備を備えること。

イ 容器の表面を清じょうにするための設備

ロ 容器の外表面を証明検査するための設備

ハ 容器の傷、腐食等の寸法を測定するための設備

ニ 漏洩検査のための設備

四 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器に装置されている附属品以外の附属品の再検査をする容器検査所にあつては、気密試験及び性能試験のための検査設備を備えること。

五 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器に装置されている附属品の再検査をする容器検査所にあつては、漏えい試験のための検査設備を備えること。

六 前各号に定める検査設備は、それぞれ告示に定める基準に適合するものであること。

標準処理期間

標準処理機関	標準処理期間の内訳			備考
	受付		処理	
7日	機関		機関	消防チーム
	期間		期間	7日